

平成十九年十二月十一日受領
答弁第二八一号

内閣衆質一六八第二八一号

平成十九年十二月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十九年十一月二十日内閣衆質一六八第二〇三号）一について述べたとおり、平成二十年三月までを目途に実施することとしているのは、国民年金又は厚生年金保険の受給権者又は被保険者に係る記録と基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に係る記録とを、当該受給権者等の氏名、生年月日及び性別等の情報を用いて突合せ、双方の記録が結び付く可能性のあるものを特定する作業（以下「名寄せ」という。）及びその結果、基礎年金番号に結び付く可能性がある方に対し、その旨と加入履歴等をお知らせすること（以下「加入履歴等通知」という。）である。

二について

政府としては、平成二十年三月までを目途に名寄せ及び加入履歴等通知を実施するとともに、名寄せだけでは基礎年金番号に結び付けることができない記録については、別途、当該記録の内容を解明した上で、必要な対策を実施し、できる限り基礎年金番号に記録を結び付けていくこととしており、これらの取組に

については、平成二十年四月以降も引き続き行っていくこととしている。この点についての舛添厚生労働大臣及び町村内閣官房長官の理解は共通のものであり、御指摘は当たらないものと考えている。